「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」の変更について（概要）

防災庁

令和８年11月27日 閣議決定

○　政府業務継続計画（首都直下地震対策）は、首都直下地震対策特別措置法に基づき、首都直下地震発生時における**首都中枢機能の維持と国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化**を目的として、政府の**業務を円滑に継続するための対応方針**と、その実施に必要な**執行体制、執務環境等を定めるもの**。

○　現在の計画は、**平成26年３月に閣議決定**。今般、中央防災会議 防災対策実行会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書（令和７年12月公表）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月閣議決定）等を踏まえ、**本計画を見直すもの**。

○　各府省等は、本計画の見直しを踏まえ、所掌業務に係る**「省庁業務継続計画」を見直し**。

計画の主な内容

赤字：主な変更内容

【１．首都直下地震発生時における対応】

※政府として維持すべき必須機能である、【①内閣機能、②被災地域への対応、③金融・経済の安定、④国民の生活基盤の維持、⑤防衛及び公共の安全と秩序の維持、⑥外交関係の処理】に関する業務を規定

迅速な初動体制の確立 ⋯▶ 対処基本方針の策定 ⋯▶ 非常時優先業務※の実施

情報の発信とそのための情報収集体制の強化：情報発信を適切に行うため、あらかじめ、人員確保、連絡体制の構築、情報収集手段の整備等を実施

【２．政府の業務継続への備え】《 少なくとも１週間にわたり外部から食料等の補給が行われない中で、非常時優先業務を実施できる体制を目指す》

《非常時優先業務の決定》

・各府省等は政府業務継続計画に定められた非常時優先業務等を省庁業務継続計画に定めるとともに、参集可能要員を踏まえ、非常時優先業務を精査

《執行体制》

○社会全体の業務継続体制の構築
　・防災庁及び内閣官房を中心に政府全体の連携体制を構築
○地方支分部局等による中央省庁業務の代行、遠隔応援等
○職務代行者の選任
○参集要員の確保　・庁舎に参集できる職員数を調査の上、交代要員を勘案して確保
○帰宅困難者の受入れ

《執務環境》

○庁舎の耐震安全化、中央省庁庁舎の老朽化対策等
○電力等の確保　・電力の二系統引込、燃料油を使わない電源の確保等
○通信・情報システムの確保　・情報システムの機能継続確保
○食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄
　・参集要員の１週間分、参集要員以外の３日分程度
○テレワークの活用等による既定の庁舎以外での執務環境の確保

《教育・研修、訓練、評価及び計画の見直し》

【３．行政中枢機能の一時的な代替】《 行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合、緊対本部・各府省等は一時的に代替拠点に移転》

○ 緊急災害対策本部の設置場所について、官邸が使用できない事態となった場合、【①防災庁（中央合同庁舎第８号館）、②防衛省（市ヶ谷地区）、③立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）】の順序に従い、速やかに被災状況等を勘案して変更し、体制を整備（官邸機能が回復した場合には速やかに官邸に戻す）。
○ 各府省等は、首都直下地震発生時に中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合を想定して、代替庁舎を確保し、省庁業務継続計画において位置付け。
○ 緊急災害対策本部が立川広域防災基地内の災害対策本部予備施設に移転した場合を想定し、各府省等は立川広域防災基地及びその周辺にあらかじめ代替拠点を選定。
○ 立川代替拠点への職員の移動や執務環境の立ち上げに係る具体的なオペレーション等について、あらかじめ検討。

〔今後の検討課題〕

・①～③に定める緊急災害対策本部以外の代替拠点についても検討することが必要。
・「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律」に基づき、「副首都」等に係る検討が進められることから、東京圏外の代替拠点については、その検討を踏まえ、本計画に定める。あわせて、東京圏内の代替拠点についても検討。

⇒ 副首都等の基本方針（令和９年10月までに策定）を踏まえて、政府業務継続計画も見直し。

© National Disaster Management Agency